

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年2月
(平成26年)
第32号

迷惑メールにはさまざまな種類があります

迷惑メールとは？

パソコンやケータイを使ってメールを利用し始めると、いつの間にか、不要な広告宣伝メールや意味不明のメールが届くようになります。一般的に、受け取る人の意思に関わらず、勝手に送りつけられてくるメールのことを総称して「迷惑メール」と呼んでいます。

迷惑メールの種類を大きく分類すると、商品やサービス、サイトの宣伝などの「広告宣伝メール」、お金や情報をだまし取ろうとする詐欺目的の「架空請求メール」、法外なサイト利用料を要求する「不当請求メール」、ウイルス感染を目的とする「ウイルスメール」、かんたんな副業で高額収入が得られるとか、相談者から悩みを聞くだけの仕事があるなどと偽った詐欺目的の「お金儲けのメール」、誰かに転送させようとする「チェーンメール」などがあります。

迷惑メールを受け取ったら

迷惑メールを受信しないようにどんなに注意をしても、様々なきっかけでアドレスが迷惑メール送信業者に渡ってしまう可能性があります。また、迷惑メール対策を行っていたとしても、迷惑メール送信者は手法を次々と変えて送信してくるため、100%防ぐのは大変難しくなっています。

迷惑メールフィルター機能を設定した場合でも、すり抜けてきた迷惑メールを受け取ってしまうこともありますので、次の3つの基本を守り、迷惑メールからつながる第2、第3のトラブルを未然に防ぎましょう。

1. メールを開かない
2. クリックしない
3. 入力しない



迷惑メール防止対策は、パソコン、ケータイ、webメール、スマートフォンそれぞれご自分の利用環境にあった設定をしましょう。

一般財団法人日本データ通信協会（JADAC）「迷惑メール相談センター」

ホームページより引用抜粋 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

裏面に続く⇒

迷惑メール相談センターとは？

迷惑メール相談センターは、『特定電子メール法』（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成十四年四月十七日法律第二十六号）に基づき総務省より委託を受けた登録送信適正化機関です。

特定電子メール法に違反する迷惑メールに関するご相談や情報を受付けています。提供された違反情報の分析などを行い、総務大臣及び消費者庁長官による違反送信者への措置等に活用しています

ブラインド等のひもの事故に気をつけて！

子どもは自分でリスクを知って行動することができません。周りの大人が子どもの届く範囲のひもの危険性を理解し、安全な環境を作りましょう。

ブラインド類やスクリーン類のひも部分やカーテンの留めひもで首や手足を引っかける事故が発生しています。

小さな子どもはひもで遊んだり、思わずひもに引っかかってしまうことがあります。



事故防止のポイント

1. 安全性の高い商品の選択

☆ひも部分がない ☆ループが小さいなど、安全性の高い商品を選びましょう。

2. 安全器具の活用

☆子どもの手の届かない位置にひもをまとめるクリップや ☆重さがかかる
とひもが切れるジョイント ☆チェーンの緩みをなくす固定具等を適切に使用しましょう。

3. 家具の配置に注意

☆子どもがソファやベッド等を踏み台にすることもあります。
周りの家具の配置に注意しましょう。

事故の再発防止や製品の安全性向上のため、危険を感じたり事故が発生した場合は、消費生活相談窓口・メーカー等に情報を提供してください。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155

(東京都生活文化局消費生活部生活安全課作成資料より引用)

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用） ☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※ 土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

